

給与システム 通勤手当の非課税枠拡大について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。早速ですが、下記の内容につきましてご連絡申し上げます。ご査収のほどよろしくお願いいたします。

敬具

1. 通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

平成28年度の税制改正により、交通機関等を使用する従業員の通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に変更になりました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前の通勤手当や差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

詳細は国税庁ホームページ

通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index2.htm>

通勤手当の非課税限度額の引上げ

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/pdf/01.pdf>

をご参照ください。

2. 改正に伴うシステムの運用方法

2-1. 平成 28 年 4 月以降の給与明細処理前の対応について

給与システムVer.H27.3では、上記改正による交通機関の非課税限度額の自動計算に対応しておりません。平成28年4月以降の給与処理をする前に従業員情報で、交通機関による通勤手当を選択している従業員の通勤手当の非課税限度額を上書で変更してください。

- ① [設定] タブ→ [従業員／個別入力] を開きます。
- ② 交通機関を使用している従業員を [変更] で開きます。
(交通用具を使用している場合は変更する必要はありません。)
- ③ [通勤・住民・社保] タブを選択します。
- ④ 通勤手当の「非課税限度額」欄を選択し、<上書(F11)>にチェックを付けます。
「非課税限度額」を1カ月の合理的な運賃等の額（最高限度 150,000）に変更します。
- ⑤ <OK>をクリックします。

従業員／変更		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
キャンセル(ESC)	クリア(F2)	OK(F3)
		ヘルプ(F1)
従業員:	2222	木村 敏明
		<input checked="" type="checkbox"/> 上書(F11)
通勤手当	通勤手当区分	現物支給
	支給月	1,4,7,10月
	課税区分	交通機関
	非課税限度額	150,000
	支給時の通勤手当	350,000
行住居	〒1777777 日野市	

月あたりの通勤手当の額が 100,000 円以下の従業員は、前述の対応をしなくても、特に問題ありません。

2-2.年の途中で退職した従業員について

平成28年1月以降、改正前の非課税限度額を適用して支給した給与明細については、改正後の非課税限度額と照らし合わせて算出した差額を調整する必要があります。

支給済みの通勤手当額と照らし合わせて、月別に非課税限度額との差額を算出し、合計額を求めます。

例：交通機関を利用しているとき

(非課税限度額：改定前 100,000 円、改定後 150,000 円の場合)

- ①支給済みの通勤手当が 90,000 円だった場合 → 差額は 0 円
(通勤手当 ≤ 100,000 ならば 差額 = 0 円)
- ②支給済みの通勤手当が 120,000 円だった場合 → 差額は 20,000 円
(100,000 < 通勤手当 ≤ 150,000 ならば 差額 = 支給済み通勤手当 - 100,000 円)
- ③支給済みの通勤手当が 160,000 円の場合 → 差額は 50,000 円
(通勤手当 > 150,000 ならば 差額 = 150,000 - 100,000 = 50,000 円)

【賃金台帳】

	1月	2月	3月	4月	給与合計
(支払日)	(01/25)	(02/25)	(03/25)	(04/25)	
基本給	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
役職手当	50,000	50,000	50,000	50,000	200,000
通勤手当(非)	300,000	0	0	350,000	650,000
通勤手当(課)	50,000	0	0	0	50,000
実総支給額	550,000	550,000	550,000	550,000	2,200,000
総支給額	900,000	550,000	550,000	900,000	2,900,000
健康保険	22,955	22,955	22,955	22,955	125,820

交通機関で1月に3カ月定期を350,000円支給し、改正前の非課税限度額を適用した場合、源泉徴収票で調整する非課税限度額は50,000円となります。

調整する非課税限度額との差額が算出できたら、従業員ごとに非課税調整額を入力します。

■ [設定]タブの「計算条件」で年末調整の使用方法が「通常の年末調整」の場合

[給与] タブ「賃金台帳」で非課税額を調整します。

- ① [設定] タブ → [締日] で予備月 x (x は 1~3 のいずれか) の月別支払日に任意の日付 (例えば 4 月 1 日) を設定します。
- ② [給与] タブ → [賃金台帳] を開いて、非課税額を調整する退職した従業員を選択します。
- ③ 「ゼロ月表示」にチェックを入れ、①の予備月 x で以下のように非課税調整額を入力します。

調整する非課税額との差額が50,000円の場合

【貸金台帳】

従業員:2222 村村 敏明		○給与 ○賞与 ○勤怠		☑ 給与表示		□ 給与項目表示													
(支払日)	1月 (01/25)	2月 (02/25)	3月 (03/25)	4月 (04/25)	5月 (05/25)	6月 (06/25)	7月 (07/25)	8月 (08/25)	9月 (09/25)	10月 (10/25)	11月 (11/25)	12月 (12/25)	予備月1 (04/01)	給与合計					
基本給	500,000	500,000	500,000	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000					
役職手当	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000					
通勤手当(非)	300,000	0	0	350,000	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	700,000					
通勤手当(課)	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-50,000	0					
実総支給額	550,000	550,000	550,000	550,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200,000					
給与合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200,000					

(支払日)	予備月1 (04/01)	給与合計
基本給	0	2,000,000
役職手当	0	200,000
通勤手当(非)	50,000	700,000
通勤手当(課)	-50,000	0
実総支給額	0	2,200,000
給与合計	0	2,200,000

予備月の通勤手当(非)に50,000を入力し、通勤手当(課)に-50,000を入力します。

■ [設定]タブの「計算条件」で年末調整の使用方法が「年末調整のみ使用」

[年末調整] タブ「年末調整／一覧入力」で非課税調整額を入力します。

【年末調整／一覧入力】

非課税調整額	50,000
--------	--------

年末調整時も、非課税限度額の調整対応が必要です。年末調整時の対応については、年末調整対応版 Ver.H28.10 でご案内いたします。

退職者の源泉徴収票は、[退職]タブ→[(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用] (給与応援Liteは[年末調整]タブ→[給与所得の源泉徴収票退職者用])で印刷してください。

- ※年の途中で退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「摘要」欄に上書きで「再交付」と記載し、給与所得の源泉徴収票を再度交付します。
- ※Ver.H27.30では、平成28年以降、年の途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年末調整には対応しておりません。(平成28年以降のデータでは[年末調整]タブ→[給与支払報告書/源泉徴収票]は作成できません。)

3. プログラム対応

従業員情報の通勤手当の非課税限度額の変更、および、源泉徴収簿の「非課税となる通勤手当」の印刷については、年末調整対応版Ver.H28.10で対応する予定です。

4. (参考)給与 R4 システムのご利用のお客様へ

給与 R4 システムのご利用のお客様は、以下のインフォメーションをご参照ください。

■通勤手当の非課税枠拡大について

<http://r4support.epson.jp/r4support/PInfoR4.nsf/R4/H000338>

以上、よろしくお願いいたします。